

【公表】

整理番号	6
契約番号	7農振財契第53号
件名	林業機械の賃借(TSTタワーヤード)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
借入場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団が指定する場所
概要	別紙仕様書のとおり
借入期間	物件納入月から60箇月(長期継続契約)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目131:貸貸業務」に登録を有する者であること。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年5月16日(金) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和7年4月16日(水)午前10時から令和7年4月23日(水)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとしします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0643

仕 様 書

- 1 件 名 林業機械の賃借（TST タワーヤーダ）（長期継続契約）
- 2 借入期間 物件納入月から60箇月
（地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約）
- 3 リース物件及び数量
TST社製タワーヤーダ（ベース車両いすゞ自動車製GIGA） 1台
※詳細は「特記仕様書」のとおり
- 4 借入場所 公益財団法人東京都農林水産振興財団が指定する場所
- 5 支払方法 月払いとし、指定金融機関口座からの引落とす。
なお、初回支払いは物件納入月とする。
- 6 任意保険
 - ・リース物件 動産総合保険
 - ・自動車総合保険
 - （1）対人保障 無制限
 - （2）対物保障 無制限
 - （3）搭乗者傷害 3000万円
- 7 賃借料に含まれる項目
 - （1）物件価格
 - （2）登録時諸費用
 - （3）固定資産税（期間分）
 - （4）自動車税（期間分）、自動車重量税（期間分）
 - （5）自動車取得税
 - （6）動産総合保険（期間分）
 - （7）自動車損害補償責任保険料（期間分）
 - （8）点検費用 点検内容は（別紙1）のとおりとする。（部品代金は含まない）
 - （9）甲が林業経営体に貸し出すまでのリース物件については乙が保管する。また、甲が貸出先を変更する毎に、乙が保守実施場所を確保する。
- 8 期間満了時の取り扱い
 - （1）契約期間満了時においては、財団はこの物件を通常の損耗を除き、現状に回復して返還するものとする。ただし、受託者が認めた場合は、現状のまま返還できるものとする。
 - （2）付属品等の返却については、財団と協議の上、決定すること。
 - （3）契約期間満了後に引き続き財団がこの物件を利用する意向を示した場合には、受託者は再リースする取扱いを可能とすること。
- 9 環境により良い自動車利用について
本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - （1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - （2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動

車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

10 個人情報に関する特記仕様の遵守

個人情報に関する特記仕様については、（別紙2）のとおりとする。

11 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別に定めるところによる。

12 その他

（1）借入期間、月額賃借料、支払回数及び支払期日等の契約事項に変更が生じる場合、受発注者間において協議の上、契約内容の変更を行うものとする。

（2）東京都グリーン購入推進方針については、（別紙3）に定めるところによる。

（3）本仕様の解釈について疑義が生じた場合は甲乙協議のうえ決定する。

13 連絡先

公益財団法人東京都農林水産振興財団
森の事業課 林業労働力確保支援センター
電話 042-528-0643

特記仕様書

1 いすゞトラック搭載タワーヤーダTST400 2t

	品目	数量
ベース車両	いすゞ自動車製GIGA 型式：CVR77D-KXC-M 全長：7890mm（タワー架装時7890mm） 全幅：2490mm（タワー架装時2490mm） 全高：3010mm（タワー架装時3690mm）、10005mm（タワー起立時） 重量：約9.6トン（タワー架装時総重量約13.6トン） エンジン出力：265kW（360PS） 最低地上高：260mm ナンバー種別：大型トラック	1基
	オプション 側方衝突警報装置 アイドリングストップ キーレスエントリーシステム 後退時車両直後確認装置（バックアイカメラ）	1式
タワーヤーダ	TST社製タワーヤーダ 型式：TST400 2t 牽引力：2トン タワー高さ：10m 主索（長さ/太さ）：550m/16mm メインライン（長さ/太さ）：1100m/9mm ホールバックライン（長さ/太さ）：1100m/7mm ガイライン（長さ/太さ）：55m/16mm	1基
	操作説明書	1式
	オプション 搬器：TST2500 I（重量約300kg）	1基
	アッセンブリウインチ	1個
	サポートシリンダ 遠隔操作システム	2本 1式
付属品	付属品（詳細は”TST社タワーヤーダ付属品001”リスト参照）	1式

2 その他留意事項

最初に搬入した現場において、オペレーター2名までの初期「操作および稼働50時間毎点検トレーニング」費用を含むものとする。

TST社タワーヤーダ 付属品リスト001

2025/3/27

Pos	Description	名称	Pcs
1	Tree Runner (Pair)	ツリーランナー	1
2	Safety Rope Line 300, 3m Edelrid Extreme XP II	セーフティロープ	2
3	Wire Clamp 10mm reinforced	ワイヤクランプ 10mm	14
4	Wire Clamp 13mm reinforced 2	ワイヤクランプ 13mm	2
5	Thread Distance Measurer Walktax	スレッドディスタンス計	1
6	Shackle Gesch 6.5t	シャックル 6.5t	1
7	Shackle GSCHW 7/8 speed 2	シャックル 7/8	2
8	30m Safety Rope Patron. looped on both sides, 8cm sewn in	セーフティロープ 30m 両端ループ 8cm	1
9	Safety Harness Perfekt Expert	セーフティハーネス	1
10	Loop Belt Lilac 1t, usable length: 3m	ループベルト紫 1t 使用部長 3m	1
11	Loop Belt Yellow 3t, usable length: 3m	ループベルト黄 3t 使用部長 3m	4
12	Loop Belt Grey 4t, usable length: 3m	ループベルト灰 4t 使用部長 3m	4
13	Loop Belt Brown 6t, usable length: 3m	ループベルト茶 6t 使用部長 3m	2
14	Loop Belt Green 2t, usable length: 2.5m	ループベルト緑 2t 使用部長2.5m	1
15	Tensioning Device Powerpuller	テンションパワープーリー	1
16	Rope Pulley 70 kN	ローププーリー 70kN	1
17	Wire Rope Clip 9 x 27	ワイヤーロープクリップ 9×27	1
18	Mounting Triangle wall thickness 8mm	マウンテントライアングル 8mm厚	1
19	Walkie-Talkie Kenwood TK3701DE PMR	無線 Kenwood TK3701DE PMR	2
20	Battery KNB-45L For Walkie-Talkie Li-Ion	無線用予備電池 (リチウムイオン)	2
21	Bag For Walkie-Talkie black	無線用復路	2
22	Backpack BW Mountain flecktarn	バックパック	1
23	Head Spar Block Wide EMR 6 t S18	ヘッドスパーブロック EMR 6t S18	1
24	Rope Loop Complete Lodad Capacity 4t, diameter of wire rope 12mm, length (standard) 2.3m	ロープループ 4t ロープ径: 12mm、長さ (標準) 2.3m	5
25	Rope Pulley LR 165 8t for intermediate support payload kN (t): 160 (~ 16) dimensons : 29,5/18 diameter: 160mm max. rope-Ø mm: 16 max. speed of wire rope m/min: 90 weight kg: 4,6	ローププーリー LR165 8t 中間サポート ペイロード kN(t) : 160(~16t) 径: 29.5/18 直径: 160mm 最大ロープ径: 16mm ワイヤロープ最大速度: 90m/分 重量: 4.6kg	1
26	Rope Pulley A-LR 160 for diameter 12mm	ローププーリー A-LR160 直径12mm用	4
27	Intermediate Line 12mm Zinc Coated F20-625F-3AY with steel core, length 50m, loop on one side (30cm), second side pointed (not greased)	中間索 12mm 亜鉛コート F20-625D-3WAY鉄心 長さ50m、一端ループ (30cm)、反対端未処理 (グリスなし)	1
28	Rope Loop 18mm 6x36WS, zinc coated, length 2m	ロープループ 18m6×36WS 亜鉛コート 長2m	1
29	Rope Loop 18mm 6x36WS, zinc coated, length 2.80m Guyline 11mm Zinc Coated FSS 2-625F 3AY with steel core, length 35m, hook on one side with thimble, second side pointed (not greased)	ロープループ 18m6×36WS 亜鉛コート 長2.8m ガイライン11mm 亜鉛コート FSS2-625 3WAY 鉄心 長さ35m、一端はめ輪、反対はめ輪なし (グリス未塗布)	1
30	Guyline 11mm Zinc Coated FSS 2-625F 3AY with steel core, length 45m, hook on one side with thimble, second side pointe	ガイライン11mm亜鉛コートFSS2-625F3WAY鉄心 長さ45m、一端はめ輪、一端はめ輪なし	2
31	Intermediate Support for diameter up to 18mm	中間索サポート 直径18mmまで	1
32	Swivel	スイベル	1
33	Clevis sling hook	クレビスシングルフック	1
34	Loop belt blue 8000kg	ループベルト青8000kg	1
35	Lashing strap SG50x33000DHS	ラッシングストラップSG50×33000DHS	1
36	Compass Wyssen MI 4007/400g light	コンパス MI4007/400g軽量	1
37	Handsaw	ハンドソー	1
38	Karabiner D-trilock, large, alu	カラビナ Dトリロック 大	2
39	Parallel Clamp 5 - 10 mm	パラレルクランプ 5~10mm	1
40	Ludwig Choker set (64JP-Br4)、Choker Wire Choker Wire D: 10mm L:3.0m Choker Wire D: 10mm L:3.5m	ロードヴィッヒシステム、およびチョーカーワイヤーセット チョーカーワイヤー 径10mm/長3m チョーカーワイヤー 径10mm/長3.5m	1 2 2

TST社タワーヤードTST400 2t

番号	品名	品名 (日本語)	写真
1	heavy round sling 8t	ヘビーラウンドスリング	
2	shackle 6.5t	シャックル 6.5t	
3	skyline extention rope	スカイラインエクステンションロープ	
4	Lashing strap	ラッシングストラップセット	

<https://www.teufelberger.com/en/products-services/forestry-ropes/skyline-extension.html>

個人情報に関する特記仕様

第A章 総則

(個人情報の保護)

第1条 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、東京都個人情報取扱事務要綱(平成17年3月31日付16生広情報第708号)第2に定める管理体制及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」と同等以上の水準により個人情報を保護しなければならない。

(秘密等の保持)

- 第2条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。
- 2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。
- 3 顧客情報等の営業秘密を取り扱う場合、受託者は、経済産業省が策定する営業秘密管理指針(平成15年1月30日(最終改訂:平成31年1月23日))において示される水準以上の対策を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱い)

第3条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項に定める個人情報等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱う場合は、個人情報保護法の他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

なお、取り扱う個人情報等に加工等を施す場合、この契約における個人情報等は、個人情報保護法第2条第5項に定める仮名加工情報及び同条第6項に定める匿名加工情報並びに同条第7項に定める個人関連情報を含むものとする。

(受託者に提供する個人情報等の範囲)

- 2 この契約による業務の処理に際して、公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下「財団」という。)が受託者に対して提供する個人情報等(以下「財団提供個人情報等」という。)がある場合、財団は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、財団提供個人情報等一覧(目録A)に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び財団以外の第三者から

直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、財団は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録 B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するにあたって、必要に応じ、目録 B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、財団に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、財団及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

（表明保証）

- 3 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

（権限）

- 4 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

第 B 章 安全管理体制

（責任体制の整備）

- 第 4 条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、従事者）

- 第 5 条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ財団に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が番号利用法第 2 条第 5 項及び第 8 項に定義する個人番号及びこれらの個人番号をその内容に含む特定個人情報と同等の水準により管理された個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合、財団は、その取扱いが予定される特定個人情報等の件名や件数等について、具体的に見積を行った上で、その内容を目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載し、事前にその旨を明示する。

また、受託者は、目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載された特定個人情報等の監査者を定め、あらかじめ財団に届けなければならない。

- 2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督さ

せなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。

3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

なお、監査者は、受託者における第1項に定める個人情報の管理状況を定期に及び必要に応じ随時に監査する。受託者は、監査の結果を踏まえ、個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。

4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

(派遣労働者)

第6条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、財団に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第7条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。

3 受託者は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。

4 要配慮個人情報を取り扱う場合、財団は、受託者が前2項に基づき策定する計画のほか、前項に基づき実施する教育及び研修の実施状況について、必要に応じてその提出を求めるものとする。

(再委託)

第8条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下同じ。）を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないよ

うにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を財団に通知し、東京都個人情報取扱事務要綱第7.7に定める承諾を得なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更する場合も同様である。

- (1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所
- (2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25条等に基づく監督方法

2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、財団に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、財団の求めに応じて、その状況等を財団に適宜報告しなければならない。

5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも1回は第7条第1項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

(目的以外の利用禁止)

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は財団から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複製及び転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を財団の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製、複製等の禁止)

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するため財団から引き渡された文書等を財団の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製若しくは転写してはならない。

(個人情報等の安全管理)

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は財団から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以

下「漏えい等」という。) することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

- 2 受託者は、財団から文書等の引き渡しを受けた場合は、財団に受領書を提出する。
- 3 受託者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。財団は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- 4 受託者は、財団が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出しではならない。
- 5 受託者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法(以下「送付方法」という。)を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。
 - (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
 - (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
 - (4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- 8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等(外部記録媒体を含む。以下同じ。)以外のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度(ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等)の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。
- 10 受託者は、第1項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及び

そのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去)

第12条 財団から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために財団の指定した様式により、及び財団の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、財団に帰属するものとする。

2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、財団の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。

なお、上記の個人情報等に要配慮個人情報を含む場合、個人情報等の返還は、第5条の規定によりその役割を果たすべき者として財団に届け出られている者が行うものとする。

3 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を財団に提出しなければならない。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。

6 受託者は、廃棄又は消去に際し、財団が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

第C章 事故対応及び検査

(漏えい等発生時の対応)

第13条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を財団に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を

講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。

- 3 受託者は、財団と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、財団が事実関係の公表にあたって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

(立入調査等)

第14条 財団は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、財団から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、再委託を行なう場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて財団が再委託の相手方に報告を求めること及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、財団の求めに応じて書面により報告しなければならない。

第D章 契約解除及び損害賠償等

(契約の解除)

第15条 財団は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、財団にその損害の賠償を求めることはできないものとする。
- 3 受託者が、第1項の規定に基づき契約を解除された場合、財団は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

(損害賠償等)

第16条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより財団が損害を被った場合には、財団にその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条第1項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、ク

レーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに財団に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。

- 3 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して、財団が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から財団に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために財団において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、財団の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。
- 4 第 2 条第 3 項に基づき管理された個人情報等の取扱いについて財団が損害を被った場合には、財団は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 4 条及び第 5 条に基づく損害の賠償を請求することができる。

（違約金）

- 5 第 1 条に基づき管理された個人情報の取扱いに関して、受託者の責任者及び従事者の故意又は重過失によって財団に損害が生じた場合、受託者は財団に対して違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払う義務を負う。
- 6 財団に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、財団は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。

（その他）

第 17 条 受託者は、保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度財団に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、財団は、財団の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第 18 条 第 16 条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(別紙3) 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの